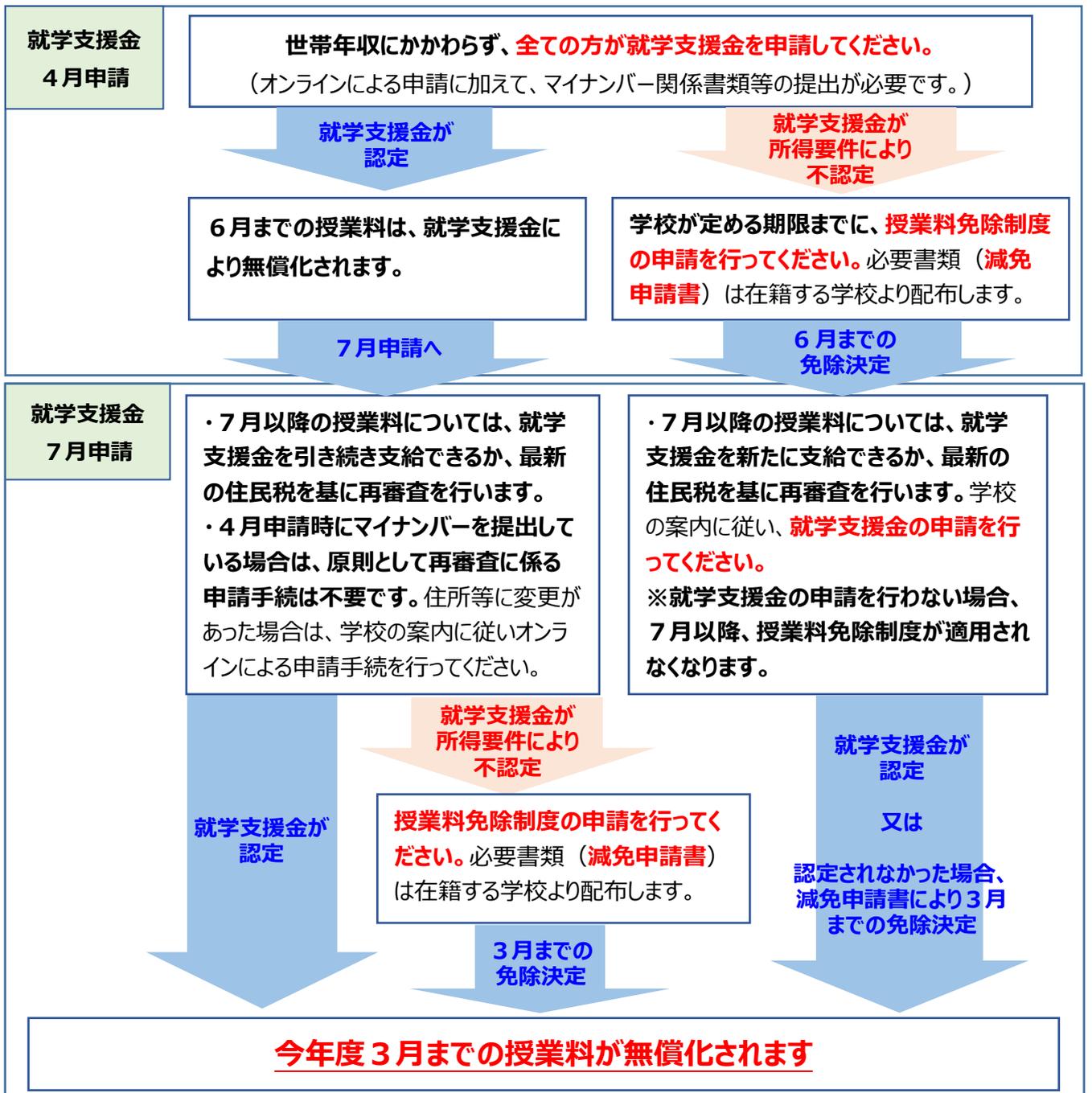


都立高校等における授業料免除制度（授業料実質無償化）の申請手続について

現在、都立高校等の授業料は、実質的に無償化されています。年収約 910 万円未満の世帯は、国の制度である高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の対象となり、所得要件により就学支援金の対象とならない世帯は、東京都の授業料免除制度の対象となります。

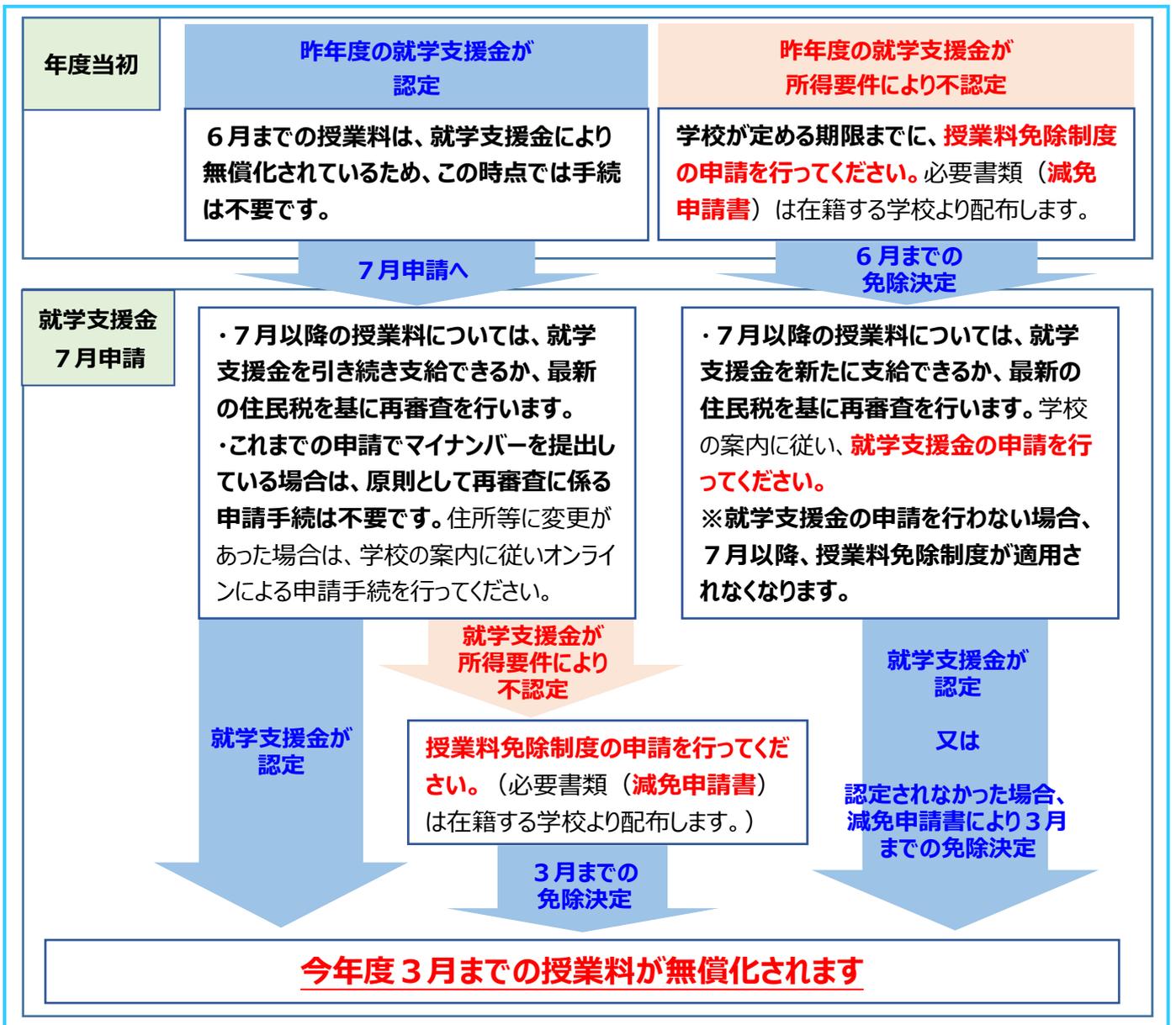
以下をご確認の上、期限までに必要なお手続を行ってください。

1 申請手続フロー（新入生の場合）



2 申請手続フロー（在校生の場合）

- ・ 在校生の場合は、昨年度の就学支援金7月申請の審査結果により、必要な手続が変わります。詳細は裏面をご確認ください。
- ・ 昨年度の就学支援金を申請していない場合は、上記フローをご参照ください。



3 留意事項（必ずご確認ください）

- ・ 就学支援金の申請を行わない方は、授業料免除を受けることはできません。
また、就学支援金の申請を行った場合でも、**税申告が行われていないこと等により、就学支援金の審査が行えない場合は、授業料免除を受けることはできません。**
- ・ **所得要件以外の要件（在籍期間等）**を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、授業料免除を受けることはできません。
- ・ 授業料免除を受けるためには、原則として、申請年度の前年12月31日（新入生の場合は入学日）から授業料免除制度の申請日まで引き続き、**生徒及びその保護者が都内に住所を有している必要があります。**
（定時制課程又は通信制課程に在籍し、生徒本人が都内に勤務する場合も対象となります。）
住所要件についてご不明点がある場合は、在籍している学校の経営企画室にお問合せください。

4 提出先・問合せ先等

提出先/問合せ先

生徒が在籍する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

制度に関すること

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
☎ 03(5320)7862（平日 9:00~17:45）